



お気軽に遊びにお越しください。

福祉事務所子育て支援係  
ふくしま  
福嶋 いつ子さん

**イベント紹介!**  
誕生会、製作(おもちゃ作り、おりがみなど)、クッキング、子育てルン、英語で遊ぼう(さくらサ

|         | すこやかひろば        | 地域子育て支援センター(さくらサロン)    |
|---------|----------------|------------------------|
| 利用料     | 無料             | 無料                     |
| 対象年齢    | 就学前の親子         | 就学前の親子                 |
| 時間      | 月曜～金曜          | 8:30～12:00/13:00～17:00 |
|         | その他            | 日曜・祝日 9:00～16:00       |
| 土曜      | 9:00～13:00     |                        |
| お問い合わせ先 | 福祉事務所 子育て支援係   | 地域子育て支援センター            |
| 電話      | 72-8701        | 72-5623                |
| 場所      | 市総合保健福祉センター 2階 | 南さくら幼保連携型認定こども園 敷地内    |

## 子育て支援センターに遊びに来ませんか?

問/福祉事務所 子育て支援係 ☎72-8701(すこやかひろば直通)

**子育て支援センターってどんなところ?**  
子育て中の親子が気軽に、そして自由に利用できる交流の場です。子育てに不安や悩みを持っているお父さん、お母さんの相談にも乗ります。育児や子育てに関する身近な地域の情報の提供や毎月親子で楽しめるさまざまな行事、保護者向けのイベントもあります。

**串間市には子育て支援センターが2カ所あります。**

○「地域子育て支援センター(さくらサロン)」  
南さくら幼保連携型認定こども園の敷地内にあります。

○「すこやかひろば」  
総合保健福祉センター(市民病院隣)の2階にあります。

利用料は無料で、就学前の親子が遊べる場所となっています。子育て中の保護者同士の情報交換や交流ができ、月曜～金曜日、それ以外の土曜・日曜・祝日も開放している時間もあります。

オンライン(保健師・栄養士さんの講話など、それぞれの支援センターで、毎月さまざまなイベントを計画していますので気軽に遊びに来てください。

○「一時預かり(すこやかひろばのみ)もあります。」  
子どもを一人2時間500円でお預かりします。事前予約が必要となりますので、すこやかひろばまでお電話ください。  
平日(午前8時半～午後7時)

## 子育て info

●1月8日(水) 1歳6カ月児健診

●1月15日(水) 乳児健診

それぞれ、対象児には個別に案内しています。

●予防接種

予防接種は病気にかかる前に接種しておくことが大事なポイントです。「生後2カ月からのワクチンデビュー」をおすすめしています。

●麻しん風しんワクチン

予防のために麻しん風しんワクチン(MRワクチン)を接種しましょう。

第1期 生後12カ月から生後24カ月までの間にある子ども

第2期 5歳以上7歳未満の年長児にある子ども

## ハッピースマイル

よしだ れう  
吉田 琳音ちゃん

平成31年1月15日生

やすのぶ せい  
吉田安伸・靖佳さんの三女  
(福島地区・鍛冶屋)

活発な子で、歩行器でよく器用に動き回っています。お父さんとお風呂に入ったり、お姉ちゃんたちと遊ぶのが大好きで、みんなに愛されながらすくすく育っています。今後も人思いの優しい明るい子に育てたいです。

Happy Smile



## ひとり親家庭に関する資格取得制度のお知らせ(2)

問/福祉事務所こども政策係 ☎72-1123(内線507)

## すくすくのびのび

子育て支援情報

資格取得を目指すひとり親家庭のお母さんお父さんを応援します。

就職や転職に有利な資格を取得して、収入をアップさせたいと考えているお母さん、お父さん、『自立支援教育訓練給付金制度』を利用して資格取得を目指してみませんか?

【自立支援教育訓練給付金とは?】

ひとり親家庭の親で、就職を目指して技能を身につけたい方が、資格取得のために給付金の対象となる指

定教育訓練講座を受講する場合、その経費の一部を支給するものです。

○対象者

次の要件を満たす串間市在住のひとり親家庭のお母さんまたはお父さんで、20歳に満たない児童を扶養している方が対象となります。

①児童扶養手当の支給を受けていること、または児童扶養手当の支給

要件と同等の所得水準にあること。

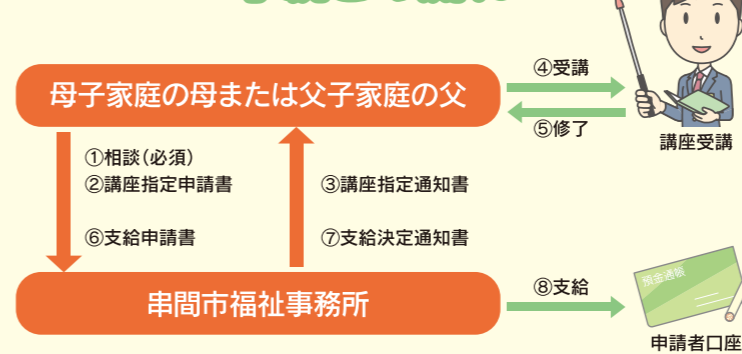
②市税などの滞納がないこと。

③過去に当該給付金を受給したことがないこと。

④事前相談のなかで、指定教育訓練講座を受講することが資格取得に結びつき、適職に就くために必要であると認められること。

○対象となる講座(対象講座に(2)、(3)が追加されました)  
雇用保険法および雇用保険法施行規則の規定による  
(1)一般教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座  
(2)特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座  
(3)専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座

## 手続きの流れ



○各申請の際に必要な添付書類

【講座指定申請】…受講(修学)前に申請手続きが必要です。

②戸籍謄本(離婚日が記載されているもの)

④住民票

⑥児童扶養手当証書

※児童扶養手当受給者は、②の提出により③、④の提出は不要です。

①教育訓練給付金支給要件回答書…ハローワークで発行

⑤教育訓練施設または教育訓練講座の資料

⑦その他(申請者の家庭の状況により必要な書類が異なります)

【支給申請】…受講修了日から30日以内に申請手続きが必要です。

②教育訓練修了証明書

④領収書

⑥完納証明書

⑧雇用保険法による教育訓練給付金がハローワークから支給される場合は、その額を証明する書類「教育訓練支給・不支給決定通知書」

※支給申請書を出された時点で、保育料、水道料などについて滞納がないか確認させていただき、滞納があった場合は、給付金の支給はできません。

【支給額】

|                 | 雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格を有していない(A) | 雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格を有している(B) |
|-----------------|--------------------------------|-------------------------------|
| 自己負担額           | 4割                             | 4割                            |
| 教育訓練給付金(教育)     | 対象外                            | 2割                            |
| 自立支援教育訓練給付金(自立) | 6割                             | 4割                            |

【例】10万円の受講費用がかかった時:Aの場合 自己負担4万円、教育0円、自立6万円  
Bの場合 自己負担4万円、教育2万円、自立4万円

※入学科および授業料が対象で、補助教材や希望により行われる訓練などに要する費用は、対象となりません。

※給付金の支給額の上限は、20万円です。

※自立支援教育訓練給付金として算定された金額が12,000円を超えない場合は、対象とはなりません。

詳しい内容などにつきましては、お問い合わせください。